

## 登録販売者 の登録申請手続き

令和3年8月1日現在

手続きに必要なもの	備考
<input type="checkbox"/> 販売従事登録申請書	
<input type="checkbox"/> 合格証書（合格通知書）	
<input type="checkbox"/> 次の①、②のうちいずれか ① 戸籍謄本または戸籍抄本 ② 住民票の写し  ※ 試験出願後に本籍または氏名を変更している場合は、住民票の写しではなく、変更事項を証する戸籍謄本または戸籍抄本を御用意ください  ※ 外国籍の方は、住民票の写しを御用意ください	① 発行日の翌日から6か月以内のものがが必要です  ② 本籍地が記載されていて、かつ個人番号が記載されていないものであり、発行日の翌日から6か月以内のものがが必要です  住民票の写しは、国籍が記載されていて、かつ個人番号が記載されていないものであり、発行日の翌日から6か月以内のものがが必要です
<input type="checkbox"/> 診断書  ※ 販売従事登録申請書の「申請者の欠格条項(6)」に <u>該当する方のみ必要</u> です	発行日の翌日から3か月以内のものがが必要です  欠格条項(6) 精神の機能の障害により販売従事者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
<input type="checkbox"/> 雇用関係証明書	
<input type="checkbox"/> 千葉県収入証紙 7,500円	保健所で購入できます

【お問合せ先】 ☎04-7167-1255（柏市保健所 総務企画課 開庁 8:30～17:15 / 土日祝日を除く）